

2022年4月版

2022年
10月以降
設計検査申請分
から

基準を強化

基準を緩和

【フラット35】S等の基準を見直します。

■脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させるため、【フラット35】Sの省エネルギー性の基準を見直し
■より高い水準のバリアフリー性能確保を支援するため、中古住宅の【フラット35】S（金利Bプラン）のバリアフリー基準を見直し

■免震建築物は、【フラット35】S（金利Bプラン）から、【フラット35】S（金利Aプラン）の対象に見直し
■中古住宅の【フラット35】S（金利Aプラン）基準（省エネルギー性を除く。）を、新築住宅の【フラット35】S（金利Bプラン）の水準に見直し

■【フラット35】Sの基準 2022年10月からの変更点は、**ピンク**の文字の部分です。

	区分	省エネルギー性	耐震性	バリアフリー性	耐久性・可変性
新築住宅	ZEH	新設 『ZEH』等住宅	設定なし		
	金利Aプラン	強化 断熱等級5 & 一次エネ等級6	耐震等級3(構造躯体の倒壊等防止) or 緩和 免震建築物	高齢者配慮等級4以上 (共同建ての専用部分は等級3以上)	長期優良住宅
	金利Bプラン	強化 断熱等級4 & 一次エネ等級6 or 断熱等級5 & 一次エネ等級4又は5	耐震等級2 (構造躯体の倒壊等防止)	高齢者配慮等級3	劣化対策等級3 & 維持管理等級2以上等

	区分	省エネルギー性	耐震性	バリアフリー性	耐久性・可変性
中古住宅	ZEH	新設 『ZEH』等住宅	設定なし		
	金利Aプラン	強化 断熱等級4以上 & 一次エネ等級6 or 断熱等級5 & 一次エネ等級4又は5	緩和 耐震等級2以上 (構造躯体の倒壊等防止) or 免震建築物	緩和 高齢者配慮等級3以上	緩和 長期優良住宅(維持保全計画認定を含む.) or 劣化対策等級3 & 維持管理等級2以上等
	金利Bプラン	開口部断熱 or 外壁等断熱	(設定なし)	強化 高齢者配慮等級2	(設定なし)

(注)【フラット35】リノベ(金利Aプラン)の基準についても、中古住宅における【フラット35】S(金利Aプラン)と同様の見直しを行います。

*表中の「断熱等級」は断熱等性能等級を、「一次エネ等級」は一次エネルギー消費量等級を、「高齢者配慮等級」は高齢者等配慮対策等級を、「維持管理等級」は維持管理対策等級をそれぞれ表します。

*表中の「等級●」(●は数字)は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく住宅性能表示制度の性能等級と同じです。住宅性能評価書を取得しなくても所定の物件検査に合格すれば、【フラット35】Sをご利用いただけます。

*土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)内で新築住宅を建設または購入する場合、【フラット35】Sおよび【フラット35】維持保全型はご利用いただけません。

2022年
10月以降
借入申込受付分
から

【フラット35】借換融資を利用する際、長期優良住宅の場合は、最長返済期間が延長になります。

借入期間は、見直し後①または②のいずれか短い年数(1年単位)が上限となります。

現行 ①「80歳」-「借換融資の申込時の年齢(※)」
②「35年」-「従前の住宅ローンの経過期間(※)」

見直し後 ①「80歳」-「借換融資の申込時の年齢(※)」
②「**50年**」-「従前の住宅ローンの経過期間(※)」

(※)1年未満切上げ

2023年
4月以降
設計検査申請分
から

脱炭素社会の実現に向けて、新築住宅における【フラット35】の省エネ技術基準を見直します。

【フラット35】S等の金利引下げメニューの適用の有無に関わらず、すべての新築住宅において、基準を満たすことが必要となりますのでご注意ください。

現行 断熱等性能等級2相当以上

見直し後 (2023年4月) 断熱等性能等級4以上かつ
一次エネルギー消費量等級4以上

*見直し後の基準は、2025年度に義務化される予定の省エネ基準(建築物エネルギー消費性能基準)と同じものです。



【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。

2022年3月22日作成

ずっと固定金利の安心
【フラット35】で
質の高い住宅取得を応援！
2022年4月以降、【フラット35】が変わります。

2022年
4月以降
適合証明書交付分
から

【フラット35】維持保全型がはじまります。

維持保全・維持管理に配慮した住宅や既存住宅の流通に資する住宅を取得する場合、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。

■【フラット35】維持保全型は、次の①から⑥までのいずれかに該当する住宅が対象となります。

① 長期優良住宅	② 予備認定マンション	③ 管理計画認定マンション
④ 安心R住宅	⑤ インспекション実施住宅 (劣化事象等がないこと)	⑥ 既存住宅売買瑕疵保険付保住宅

(注) 2022年4月以降に適合証明書の交付を受けるものが対象となります。ただし、①長期優良住宅又は④安心R住宅の場合で、2022年3月以前に機構が定める技術基準に適合していることが確認でき、2022年4月以降に融資実行されるものは、【フラット35】維持保全型の対象となります。

■金利引下げメニュー(2023年3月31日までの申込受付分に適用)

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】維持保全型	当初5年間	年▲ 0.25%

■【フラット35】Sを併用した場合

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】維持保全型と 【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で	当初5年間	年▲ 0.5%
	6年目から10年目まで	年▲ 0.25%
【フラット35】維持保全型と 【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で	当初10年間	年▲ 0.25%

*【フラット35】維持保全型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。

*【フラット35】維持保全型は【フラット35】Sのほかに、【フラット35】地域連携型および【フラット35】地方移住支援型と併用することができます。

*【フラット35】維持保全型は新築住宅の建設・購入および中古住宅の購入の際にご利用いただけます(【フラット35】借換融資には利用できません。)

*【フラット35】維持保全型は【フラット35】リノベとの併用はできません。

*長期優良住宅は、【フラット35】維持保全型と【フラット35】S(金利Aプラン)の併用になります。

【フラット35】について詳しくは、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

商品の詳しい内容や資金計画シミュレーション
お客さまの体験談等はこちら

フラット35 検索 <https://www.flat35.com>



お電話でのお問合せ
(お客さまコールセンター)
お気軽にお電話ください。土日も営業しています(祝日、年末年始を除く)。営業時間 9:00~17:00
国際電話などで利用できない場合は、次の番号におかけください。
Tel 048-615-0420(通話料金がかかります。)

0120-0860-35

通話無料

